

各種届出・報告について

1 治ゆ届の提出

(1) 「治ゆ」とは

災害補償制度では、次の場合を「治ゆ」といいます。

ア 完全に傷病が治った場合 …………… 「完全治ゆ」

イ 症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合（対症療法だけを行っている状態等）…………… 「症状固定」

- ※ 「急性症状消退まで」という条件付きで認定されている場合は、「急性症状消退時」をもって「治ゆ」となります。
- ※ 症状が固定し、もはや医療効果が期待できなくなった場合は、治ゆとして打ち切られ、その後の症状が残っていても再発したと認められる場合を除き補償は行いませんが、このような症状等のいわゆる対症療法が行われる場合には、地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付の対象となります。

(2) 治ゆ届の提出

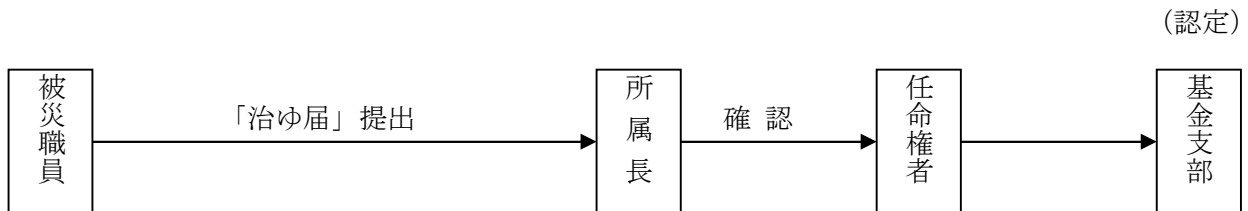
治ゆした場合には、速やかに「治ゆ届」を所属長の確認を得て、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。（「急性症状消退まで」の認定の場合や交通事故等の第三者加害事案も同様に治ゆ届を忘れずに提出してください。）

治ゆ年月日は、通常、最後に医療機関にかかった日を記入することとなりますが、この時点において、将来固定すると認められる症状が、法別表に定められている障害等級に該当する程度のものであれば、障害補償が支給されます。

基金関係通達集を参照して、障害が残ったと思われる場合は、その内容（部位・程度）を具体的にかつ詳細に記入してください。基金支部で記載内容を確認後、必要と認めれば「残存障害診断書」を依頼します。

なお、基金支部では、職権により独自の調査に基づいて治ゆの認定を行う場合もあります。

以上のことを図示すると次のようになります。



(3) 所属長の治ゆの確認と指導

療養補償請求書の裏面の「転帰」欄に「治ゆ」という医師のチェックがあった場合には、速やかに被災職員に「治ゆ届」を提出するよう指示してください。

2 その他の報告について

基金が行う補償を受け次に該当する場合は、法令等により報告を義務付けられているものがあります。

(1) 災害発生から6か月以上経過しても治癒届の提出がない場合

基金支部では、随時、適切な療養補償の確保のため、書面等で被災職員の現状（療養状況）を確認・照会しますので、御協力をお願いします。

(2) 療養の開始後1年6か月を経過した日において治癒していない場合

被災職員が傷病補償年金の支給要件に該当しているかについて確認するため、傷病の種類、現状及び今後の見込み等を記載した「別記様式第38号 療養の現状等に関する報告書」を、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

(3) 年金たる補償の受給権者の定期報告

年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）の受給権者（遺族補償年金の受給権者の場合で、代表者を選任してあるときはその代表者）は、毎年1回、2月1日から2月末日までの間に、「別記様式第39号 障害の現状報告書（傷病補償年金）」・「別記様式第40号 障害の現状報告書（障害補償年金）」又は「別記様式第41号 遺族の現状報告書」に各種書類等を添付のうえ、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

(4) 奨学援護金及び就労保育援護金を受けている者の定期報告

奨学援護金及び就労保育援護金の支給を受けている場合は、毎年1回、4月1日から4月30日までの間に、「別記様式第52号 奨学援護金の支給に係る現状報告書」又は「別記様式第53号 就労保育援護金の支給に係る現状報告書」に各種書類等を添付のうえ、任命権者を經由して基金支部へ提出してください。